

第2回 県境不法投棄事案に関するフォローアップ会議

次 第

と き：令和5年9月14日（木）10：30～

ところ：二戸地区合同庁舎2-B会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- (1) 県境不法投棄事案の記録誌の作成進捗状況等について（資料1）
- (2) 市民・企業向け現場説明会について（資料2、3）
- (3) 令和5年度岩手・青森県境不法投棄水質モニタリング結果（途中経過）について（資料4）
- (4) その他

5 その他

6 閉 会

出席者名簿

(構成員)

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等	出欠	備考
小田島 行伸	浄安森林組合 代表理事組合長	欠	
小船 克也	二戸市総務部市民生活課環境推進室長	○	
佐々木 健司	(一財)クリーンいわて事業団 理事長	○	
田中 祐也	二戸市商工会 青年部長	○	
宮澤 雅人	特定非営利活動法人にのへ環境NPO 理事長	欠	
森川 則子	カシオペア環境研究会 顧問	○	

(事務局)

氏名	所属等
古澤 勉	環境生活部資源循環推進課総括課長
吉田 雅則	環境生活部資源循環推進課技術主幹兼廃棄物対策担当課長
岩渕 勝己	環境生活部資源循環推進課 主任主査
村山 千尋	環境生活部資源循環推進課 主任
佐藤 彩花	環境生活部資源循環推進課 主事
藤井 菜々	環境生活部資源循環推進課 主事
藤原 智徳	県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター 環境衛生課 主任主査

県境不法投棄事案 記録誌

-(副題)-

目次

第 1 部 不法投棄事案への対応の記録**第 I 章 事案の発覚**

…不法投棄の行為者である三栄化学工業(株)と縣南衛生(株)の本事案発覚前後の動向、及び本県の対応についての概要

第 II 章 廃棄物の撤去及び浄化対策等第 1 節 原状回復対策の検討と撤去方針の確立

…原状回復対策や撤去方針を検討するために学識経験者等によって構成された「青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会」や「青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会」における検討結果等の概要
…廃棄物の早期全量撤去を基本方針とした経緯、早期処理の必要性や支障除去の考え方等

第 2 節 廃棄物の撤去 (H16～H25 年度)

…廃棄物の撤去を開始したH16 年度から撤去が完了したH25 年度までの作業の過程や、工法などの詳細

第 3 節 土壌・地下水汚染対策 (H16～R4 年度)

…土壌・地下水汚染対策に係る基礎調査等を開始したH16 年度から浄化が完了したR4 年度までの作業の過程や、工法などの詳細

第 4 節 責任追及

…不法投棄の行為者による具体的な行為内容と、それに対し本県が実施した措置命令や警察による捜査立件、行為者の取った対応
…排出事業者の特定、違法性が認められた業者に対する措置命令とその対応状況

第 5 節 跡地利活用

…「県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループ」の設置経緯と、本事案の記録の保存や活用及び跡地利活用等に関する協議の概要

第 III 章 不適正処理の未然防止対策第 1 節 行政対応検証報告書

…本事案に係る県の行政対応が適切であったかを検証する「県境産業廃棄物不法投棄対応検証委員会」による報告書

第 2 節 再発防止策の策定

…報告書を基に進めてきた不適正処理の未然防止対策の取組みとその効果

第 2 部 オーラルヒストリー

…原状回復事業に当初から関わった関係者にインタビューし、当時の原状回復にかける思いや苦勞した点などについて証言してもらった内容を、文字に起こして掲載

■用語の解説

本文中で使用されている専門用語や略字表記について、一覧として取りまとめ、なるべく平易な言葉で説明

市民・企業向け現場等説明会について

県で差し押さえている不法投棄現場の土地の公売に当たり、土地の取得を検討している市民・企業に対し、県境不法投棄事案の概要、公売する土地の現状や周辺の土地利用状況等について説明し、また、フォローアップ会議で取りまとめた跡地利用方策について説明を行います。

1 開催日時

- 令和 5 年 11 月 24 日（金） 二戸地区合同庁舎 3 階 機能訓練室
- 11：00～12：00 会議室で公売の概要説明、質疑応答
- 12：00～14：00 昼食を各自摂り、現地へ移動（マイクロバス、又は各自）（希望者のみ）
（マイクロバス（乗車の場合は要事前申込）は、13：00 合庁出発）
- 14：00～15：00 現地で状況説明、質疑応答
- 15：00 現地解散、マイクロバスは二戸地区合同庁舎へ移動

2 対象者

不法投棄現場土地の取得に少しでも関心のある個人、企業、団体等。
（事前に参加申込みしてもらうこととするが、当日参加も可とする。）

3 県境不法投棄事案の概要説明

県境不法投棄事案に係る DVD を視聴し、概要を説明。

4 公売に係る説明事項

(1) 公売の時期

令和 7 年度以降に実施予定

(2) 土地に関する事項

① 公売対象の土地（県で差し押さえている土地）（所在：二戸市上斗米字小端）

■ 現場跡地（資料 3 赤枠で囲まれた土地）

○面積 約 15ha（合計 15 筆）

○農地法に係る制約

現場跡地に登記上の地目が「畑」となっている土地（合計 9 筆、約 8.2ha）があるが、二戸市農業委員会より令和 3 年 1 月に非農地であることが確認されているため、農地転用許可や、公売の際の買受適格証明書は不要。（「非農地証明書」の取得について、公売時に二戸市農業委員会に要確認。）

○森林法復旧命令の出されている土地があること

二戸市から現所有者（原因者）に出されているもので、植栽等により森林に戻すことが求められている。復旧方法については、二戸市農林課と調整が必要。

○地域森林計画の対象となっている土地があること

開発時に、開発面積が 1 ha 以上（太陽光発電施設の場合は 0.5ha 以上）となる場合は林地開発許可が必要。

■周辺土地（資料3 青枠で囲まれた土地）

- 面積 約5ha（合計8筆）
- 地域森林計画の対象となっている土地があること

②公売対象外の土地

公売する土地に囲まれて第三者土地（資料3 白抜き土地（地番333、350））及び複数人の所有による共有地（資料3 現場跡地の細い通路状の土地（地番356、357-1、359-1））がある。

- 現場跡地内 面積 約1.1ha（1筆：地番333）、地域森林計画対象
- 周辺土地内 面積 約0.8ha（1筆：地番350）、地域森林計画対象
- 現場跡地内共有地 面積 約5ha（3筆：地番356、357-1、359-1）

(3) 現場内の残存物

現場内に以下の残存物がある。

- 既存建屋（資料3 紫色の表示）
旧三栄興業の堆肥舎（差押え物件、公売対象）
- 鋼矢板（資料3 黒色の表示）
県境に設置されていた鋼矢板が、地上露出部は撤去し、地中部分は埋設残置。
50cm程度覆土されている。
- 選別施設建屋下の杭（資料3 ピンク色の表示）
選別施設建屋の建設の際に、地盤改良のために打ち込んだコンクリート製パイル杭が、
地下1m程度のところで切断されて、地中に残置（深さ17～28m、約200本）。
- 大型井戸に使用したライナープレート（資料3 オレンジ色の表示）
現場内4か所に、大型井戸に使用したライナープレートが埋戻。

(4) 現地の測量

買受人が、土地取得後に実施する。

(5) 土地取得に係る流れ（概要）

- | | |
|------------------|---------------------------|
| 1) 県が公売 | 5) 買受人が取得した土地に関する関係法令の確認 |
| 2) 公売の入札・落札・売却決定 | 6) 買受人が測量・土地境界確定 |
| 3) 落札者（買受人）が代金納付 | 7) その他買請人において、必要な各種手続きを実施 |
| 4) 県が所有権移転手続き | 8) 事業着手 |

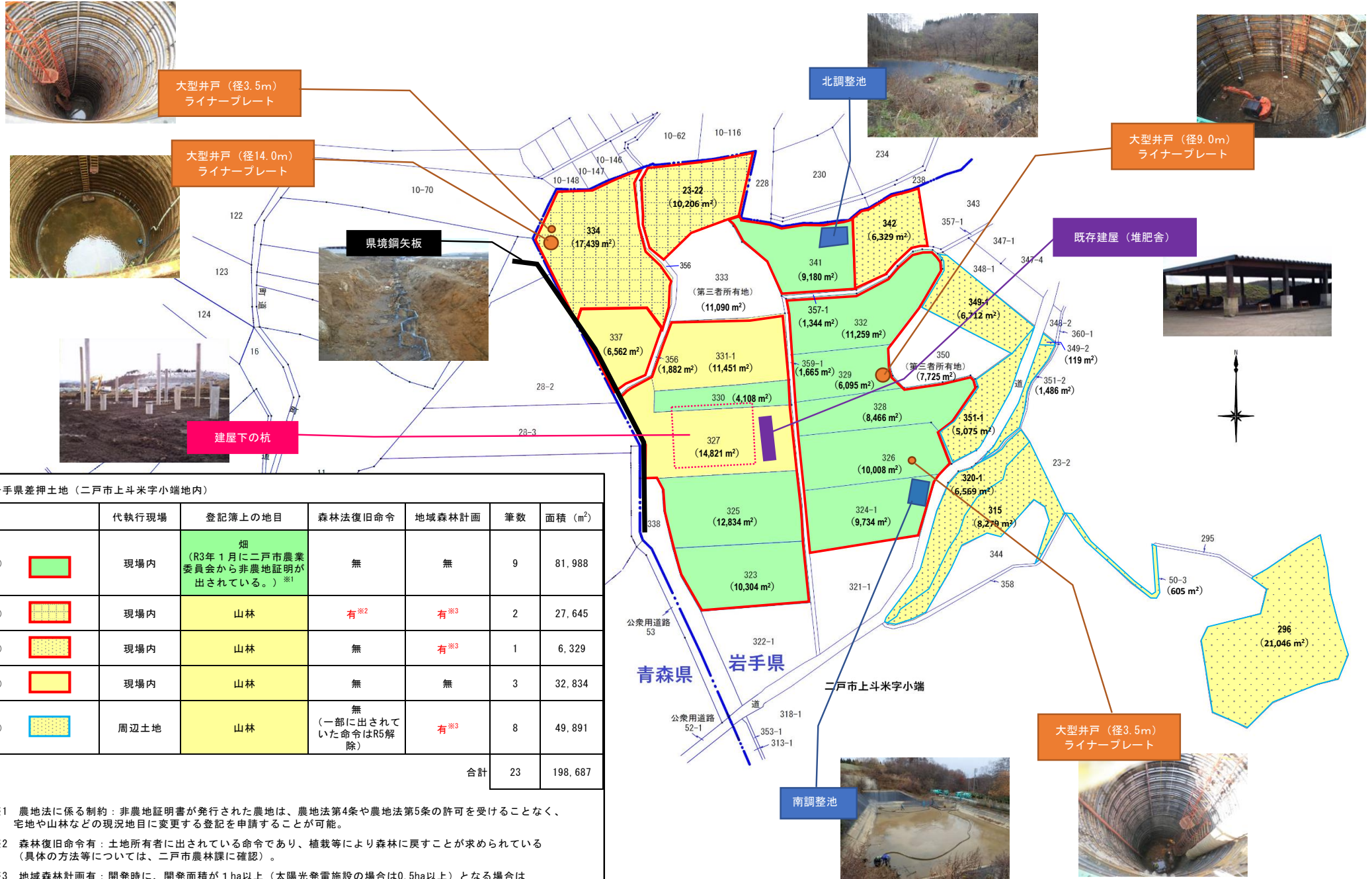
(6) インフラ関連

項 目		現在利用可能な設備	配管等の状況	(参考) 原状回復作業時の状況
①	飲用水	水道設備なし	なし	川又地区簡易水道からタンク運搬（飲用利用はなし）。
②	電気	なし	送電線（電柱）はあるため受電は可能	交流 3 相 3 線式、電圧 6,000 ボルト（周波数 50 ヘルツ）を引込み
③	汚水	なし	なし	トイレは汲み取り式
④	雑排水	なし	なし	
⑤	雨水	調整池	—	北及び南調整池
⑥	電話	なし	有線引込みは可能	有線引込み
		携帯電話	別途要確認	

(7) その他

	項目	現状
水量等	1 水源（川、沢等）	1 近隣に沢等無し
	2 調整池の状況	2 南調整池 V=960 m ³ 、北調整池 V=640 m ³
	3 降水量	3 1068 mm（二戸市の 2018 年～2022 年の平均）
	4 積雪量	4 相当の降雪量（データなし）
道路	1 接道	1 民有地が介在
	2 周辺道路の状況	2 町道等、幅員約 4 メートル、アスファルト舗装、砂利道
自然条件	1 風速	1 強風の時が多い
	2 土壌	2 透水性悪い（粘土質）
地理的条件	1 立地	1 公共交通機関はなし 車で浄法寺インター約 30 分、田子町役場約 30 分、二戸市役所約 50 分
	2 周辺の土地利用	2 森林、牧草地、畑

県境不法投棄現場及び周辺の岩手県差押土地と残存物



岩手県差押土地（二戸市上斗米字小端地内）

	代執行現場	登記簿上の地目	森林法復旧命令	地域森林計画	筆数	面積 (㎡)
①	現場内	畑 (R3年1月に二戸市農業委員会から非農地証明が出されている。) ^{※1}	無	無	9	81,988
②	現場内	山林	有 ^{※2}	有 ^{※3}	2	27,645
③	現場内	山林	無	有 ^{※3}	1	6,329
④	現場内	山林	無	無	3	32,834
⑤	周辺土地	山林	無 (一部に出されていた命令はR5解除)	有 ^{※3}	8	49,891
合計					23	198,687

※1 農地法に係る制約：非農地証明書が発行された農地は、農地法第4条や農地法第5条の許可を受けることなく、宅地や山林などの現況地目に変更する登記を申請することが可能。
 ※2 森林復旧命令有：土地所有者に出されている命令であり、植栽等により森林に戻すことが求められている（具体的方法等については、二戸市農林課に確認）。
 ※3 地域森林計画有：開発時に、開発面積が1ha以上（太陽光発電施設の場合は0.5ha以上）となる場合は林地開発許可が必要。

水質モニタリングの結果について

1 計画

第 85 回原状回復対策協議会（R4.7.23 開催）で承認された、浄化の効果を確認し、地域の皆様の安心感を醸成するための令和 5 年度以降の水質モニタリング計画は表 1 のとおり。

表 1 令和 5 年度以降の水質モニタリング計画

モニタリング事項	内容			
地点	区分	地点名	選定理由	
	周辺表流水	直近の沢 No. 1	下流への影響有無を確認するため、事案当初から測定していた地点であるため	
		直近の沢 No. 2		
		境沢上流		
	調整池	北調整池		
		南調整池		
	地下水	イ-9	区域⑦⑧⑨の最下流部	
		イ-15	区域⑥の沢筋最下流部	
		イ-16	区域⑤の沢筋最下流部	
		イ-19	区域④の沢筋最下流部	
H15-4		地下水流行方向下流南側での汚染拡散有無の確認のため		
頻度	年 4 回（採水月：採水不能となる冬期間を避けた 5 月・7 月・9 月・11 月）			
項目	pH 及び 1,4-ジオキサン			
期間	2 年間（令和 5 年度～6 年度） ※万が一、環境基準を超過した場合には、関係者に協議しながら適切に対応する。			

※ 地点については、図 1 及び図 2 を参照すること。

2 結果

令和 5 年 5 月、7 月に実施した水質モニタリングの結果は表 2 のとおりで、全 10 地点において 1,4-ジオキサンの環境基準超過はなかった。

表 2 令和 5 年度の 1,4-ジオキサン濃度

(単位：mg/L)

区分	地点名	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	環境基準
周辺表流水	直近の沢 No. 1	—	0.006	—	0.007	—	測定中	0.05
	直近の沢 No. 2	—	<0.005	—	<0.005	—		
	境沢上流	—	<0.005	—	<0.005	—		
調整池	北調整池	—	0.007	—	0.008	—		
	南調整池	—	<0.005	—	<0.005	—		
地下水	イ-9	—	0.035	—	0.030	—		
	イ-15	—	0.018	—	0.017	—		
	イ-16	—	0.006	—	0.006	—		
	イ-19	—	<0.005	—	<0.005	—		
	H15-4	—	<0.005	—	<0.005	—		

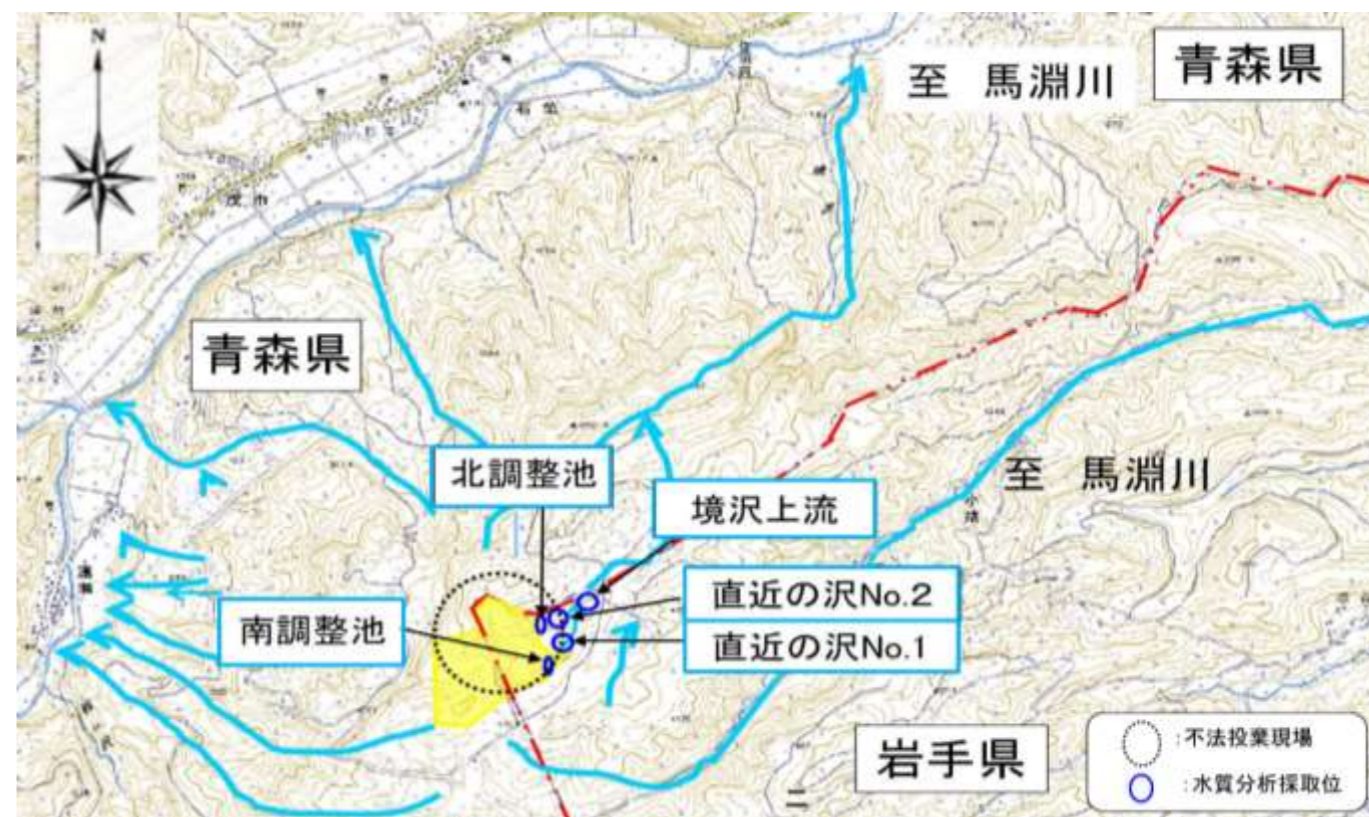


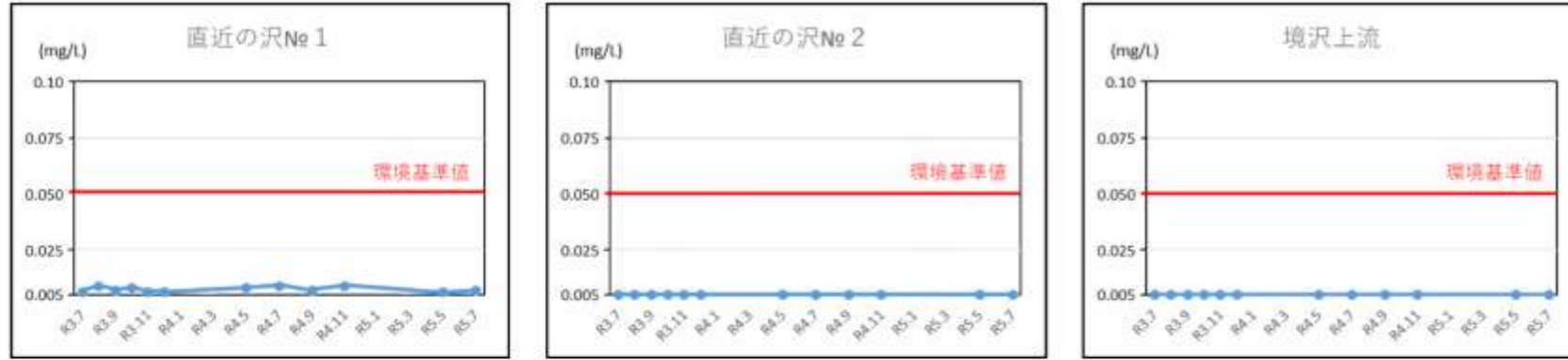
図 1 令和 5 年度以降の水質モニタリング地点（周辺表流水及び調整池）



図 2 令和 5 年度以降の水質モニタリング地点（地下水）

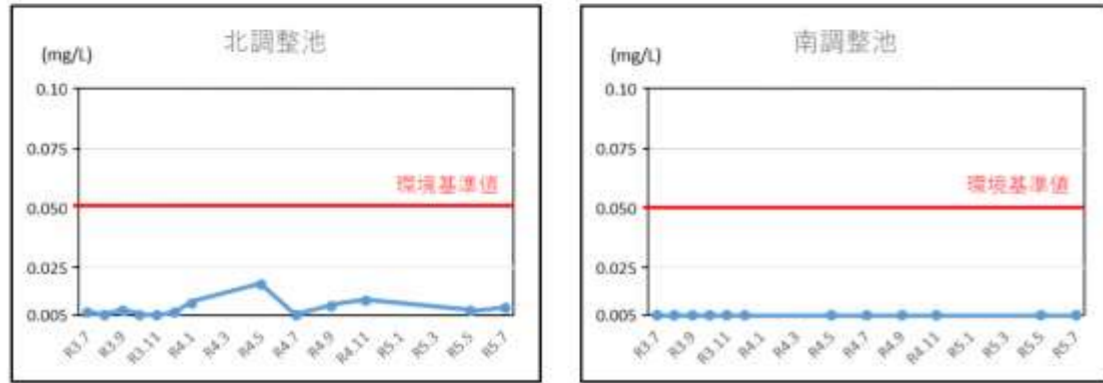
調査地点別 1,4-ジオキサン濃度推移

1 周辺表流水



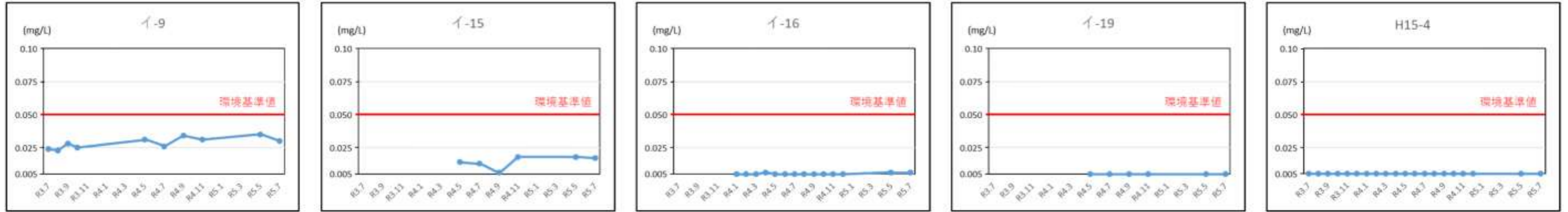
	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7
直近の沢No.1	0.006	0.009	0.007	0.008	0.006	0.006	-	-	-	-	0.008	-	0.009	-	0.007	-	0.009	-	-	-	-	-	0.006	-	0.007
直近の沢No.2	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005
境沢上流	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005

2 調整池



	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7
北調整池	0.006	< 0.005	0.007	< 0.005	< 0.005	0.006	0.010	-	-	-	0.018	-	< 0.005	-	0.009	-	0.011	-	-	-	-	-	0.007	-	0.008
南調整池	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005

3 場内地下水



	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7
イ-9	0.024	0.023	0.028	0.025	-	-	-	-	-	-	0.031	-	0.026	-	0.034	-	0.031	-	-	-	-	-	0.035	-	0.030
イ-15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.014	-	0.013	-	0.006	-	0.018	-	-	-	-	-	0.018	-	0.017
イ-16	-	-	-	-	-	-	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.006	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	-	-	-	-	0.006	-	0.006
イ-19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005
H15-4	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005